

## 平成29年度第1回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

日時：8月24日（木）午後2時

場所：庁舎2階 202会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1) 基本チェックリストの実施状況等について 【資料1】
- (2) 総合事業指定サービス事業の実施状況等及び短期集中型サービスについて 【資料2】
- (3) 射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について 【資料3】
- (4) 今後のスケジュール（案）について 【資料4】

#### 3 閉 会

## 射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿

	団体名	役職	委員名
高齢者福祉に関し 識見を有する者	射水市社会福祉協議会	副会長	門田 晋
	射水市老人クラブ連合会	会長	若林 忠雄
	富山福祉短期大学	社会福祉学科介護福祉専攻専攻長・准教授	宮嶋 潔
地域における連携 及び支援体制の関 係者	射水市地域振興会連合会	常任理事	宮田 雅人
	射水市民生委員児童委員協議会	会長	中川 由紀子
	公益社団法人射水市シルバー人材センター	総務係長	向 剛
	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	義本 幸子
介護サービス提供 事業者	社会福祉法人 小杉福社会	特別養護老人ホーム エスポワールこすぎ 施設長	松浦 佳紀
	社会福祉法人 射水万葉会	在宅介護事業部 在宅介護ケア室長	森田 洋子
民間企業関係者	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
	射水市商工会	事務局長	小林 誠
地域包括支援セン ターの代表者	大門・大島地域包括支援センター	センター長	田中 寿和

協議会 会長	宮嶋 潔
協議会 副会長	門田 晋

## 基本チェックリストの実施状況等について

### 1 概要

平成 29 年 4 月からの総合事業開始に伴い、要支援相当の高齢者が、ホームヘルプサービスやデイサービスのみを利用する場合、『基本チェックリスト』による手続きを実施している。

また、新規申請、更新申請に関わらず、利用するサービスによって、以下の手続きとなる。

(1) 利用するサービスが、ホームヘルプサービスやデイサービスのみの利用の場合  
→『基本チェックリスト』の手続きを行う。

(2) 利用するサービスが、福祉用具のレンタルや訪問看護など、又は、それらのサービスとホームヘルプサービスやデイサービスを併用する場合  
→これまで同様、要支援認定の手続きを行う。

### 2 実績件数

総合事業で基本チェックリストによる手続きを開始してから平成 29 年 7 月末までの 4 カ月間の基本チェックリストの実施状況は、次のとおりであった（表 1）。基本チェックリスト実施者は、要支援相当者全体の約 2 割程度となっている。

要支援認定の更新対象者（360 人）のうち、基本チェックリストによる手続きを行った者は、61 人であった（表 2）。また、1 月当たり平均基本チェックリスト実施者は、20 件／月（80 件÷4 ヶ月）であり、1 月当たり平均要支援認定者は、75 件／月（298 件÷4 ヶ月）であった。

表 1 基本チェックリスト実施状況

平成 29 年 7 月 31 日現在

	基本チェックリスト実施者(人)			要支援認定(人)			要支援相当者(人)		
	新規	更新※	計	新規	更新	計	基本チェック リスト実施者	要支援 認定	計
新湊西	5	26	31	18	42	60	31	60	91
新湊東	4	4	8	31	42	73	8	73	81
小杉・下	7	12	19	23	34	57	19	57	76
小杉南	2	10	12	20	20	40	12	40	52
大門・大島	1	9	10	29	39	68	10	68	78
合計	19	61	80	121	177	298	80	298	378
割合 (%)	23.8%	76.3%	(100)	40.6%	59.4%	(100)	21.2%	78.8%	(100)

※ 要支援認定者が更新時に基本チェックリストを実施した人数

表 2 認定更新対象者の更新手続き状況

	対象者 (人)	基本チェックリスト実施者 (更新) (人)	認定更新申請 (人)	申請なし (人)
新湊西	92	26	42	24
新湊東	81	4	42	35
小杉・下包括	61	12	34	15
小杉南	53	10	20	23
大門・大島	72	9	39	24
市外	1	0	0	1
計	360	61	177	122
割合(%)		16.9%	49.2%	33.9%

図 1 認定更新対象者の更新手続き状況

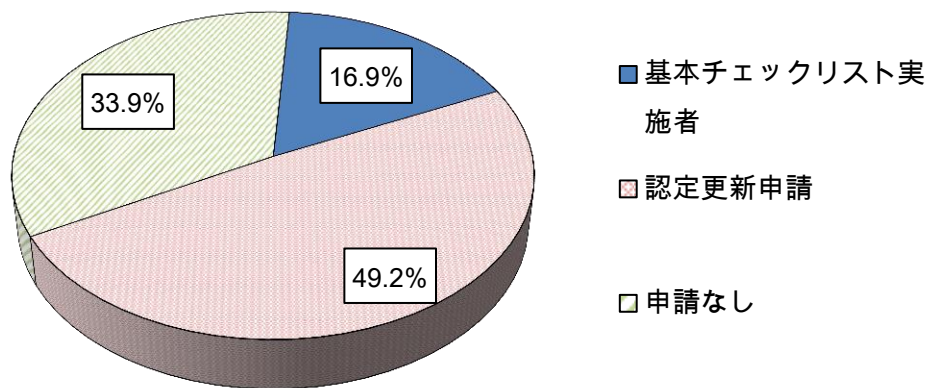


表 3 新規申請者の内訳

	基本チェックリスト実施者 (新規)(人)	認定新規申請(人)	計(人)
新湊西	5	18	23
新湊東	4	31	35
小杉・下	7	23	30
小杉南	2	20	22
大門・大島	1	29	30
計	19	121	140
割合(%)	13.6%	86.4%	100.0%

## 3 月別実績件数

## 3月末期限者

	基本チェックリスト実施者			要支援認定			要支援相当者		
	新規 (4月受付)	更新	計	新規 (4月認定)	更新	計	基本チェック リスト実施者	要支援 認定	計
新湊西	2	12	14	6	7	13	14	13	27
新湊東	1	1	2	13	11	24	2	24	26
小杉・下	3	1	4	7	9	16	4	16	20
小杉南	1	4	5	6	9	15	5	15	20
大門・大島	1	2	3	8	8	16	3	16	19
計	8	20	28	40	44	84	28	84	112
割合	28.6%	71.4%	100.0%	47.6%	52.4%	100.0%	25.0%	75.0%	100.0%

## 更新者の申請状況

	対象者	事業対象更新申請 (チェックリスト実施)	認定更新申請	申請なし
新湊西	23	12	7	4
新湊東	21	1	11	9
小杉・下	15	1	9	5
小杉南	20	4	9	7
大門・大島	17	2	8	7
計	96	20	44	32
割合		20.6%	45.4%	34.0%

## 4月末期限者

	基本チェックリスト実施者			要支援認定			要支援相当者		
	新規 (5月受付)	更新	計	新規 (5月認定)	更新	計	基本チェック リスト実施者	要支援 認定	計
新湊西	0	5	5	5	12	17	5	17	22
新湊東	1	1	2	6	12	18	2	18	20
小杉・下	1	5	6	8	4	12	6	12	18
小杉南	0	1	1	7	3	10	1	10	11
大門・大島	0	3	3	9	13	22	3	22	25
計	2	15	17	35	44	79	17	79	96
割合	11.8%	88.2%	100.0%	44.3%	55.7%	100.0%	17.7%	82.3%	100.0%

## 更新者の申請状況

	対象者	事業対象更新申請 (チェックリスト実施)	認定更新申請	申請なし
新湊西	21	5	12	4
新湊東	25	1	12	12
小杉・下	14	5	4	5
小杉南	9	1	3	5
大門・大島	22	3	13	6
計	91	15	44	32
割合		16.5%	48.4%	35.2%

## 5 月末期限者

	チェックリスト実施者			要支援認定			要支援相当者		
	新規 (6月受付)	更新	計	新規 (6月認定)	更新	計	基本チェック リスト実施者	要支援 認定	計
新湊西	1	5	6	3	10	13	6	13	19
新湊東	0	1	1	10	8	18	1	18	19
小杉・下	2	3	5	7	9	16	5	16	21
小杉南	0	3	3	3	4	7	3	7	10
大門・大島	0	1	1	5	8	13	1	13	14
計	3	13	16	28	39	67	16	67	83
割合	18.8%	81.3%	100.0%	41.8%	58.2%	100.0%	19.3%	80.7%	100.0%

## 更新者の申請状況

	対象者	事業対象更新申請 (チェックリスト実施)	認定更新申請	申請なし
新湊西	26	5	10	11
新湊東	13	1	8	4
小杉・下	15	3	9	3
小杉南	13	3	4	6
大門・大島	14	1	8	5
計	81	13	39	29
割合		16.0%	48.1%	35.8%

## 6 月末期限者

	チェックリスト実施者			要支援認定			要支援相当者		
	新規 (7月受付)	更新	計	新規 (7月認定)	更新	計	基本チェック リスト実施者	要支援 認定	計
新湊西	2	4	6	4	13	17	6	17	23
新湊東	2	1	3	2	11	13	3	13	16
小杉・下	1	3	4	1	12	13	4	13	17
小杉南	1	2	3	4	4	8	3	8	11
大門・大島	0	3	3	7	10	17	3	17	20
計	6	13	19	18	50	68	19	68	87
割合	31.6%	68.4%	100.0%	26.5%	73.5%	100.0%	21.8%	78.2%	100.0%

## 更新者の申請状況

	対象者	事業対象更新申請 (チェックリスト実施)	認定更新申請	申請なし
新湊西	22	4	13	5
新湊東	22	1	11	10
小杉・下	17	3	12	2
小杉南	11	2	4	5
大門・大島	19	3	10	6
計	91	13	50	28
割合		14.3%	54.9%	30.8%

## 総合事業指定サービス事業の状況等について

## 1 総合事業指定サービス事業所指定状況

平成29年8月1日現在

サービス名		市内事業所	市外事業所	計
訪問型サービス	訪問介護相当サービス（現行型）	13	1	14
	うちみなし指定事業所	13		13
	うち市指定事業所	0	1	1
	訪問型サービスA（緩和型）	7	1	8
通所型サービス	通所介護相当サービス（現行型）	30	1	31
	うちみなし指定事業所	27		27
	うち市指定事業所	3	1	4
	通所型サービスA（緩和型）	11	5	16

※訪問型サービス、通所型サービスともに、みなし指定事業所は市内事業所のみ掲載

## 2 総合事業指定サービス事業所利用状況

訪問型、通所型サービスA（緩和型）の利用者の状態像としては、おおむね要支援1相当の状態像を想定している。昨年度の要支援者の分布割合は要支援1が55%、要支援2が45%となっている。

訪問型サービスについては、4月から6月までにかけて訪問介護相当サービス（現行型）と訪問型サービスA（緩和型）との利用がほぼ半数ずつであるのに対し、通所型サービスについては、4月から6月までの通所型サービスA（緩和型）の利用件数は通所介護相当サービス（現行型）の利用件数の約10分の1にとどまっている。

通所型サービスA（緩和型）の普及が進まない要因について、課題や問題点を把握しながら、利用の普及を図っていくとともに、実態調査を行い、要因分析を行ってきたい。

単位：件

サービス名		4月	5月	6月	計
訪問型サービス	訪問介護相当サービス（現行型）	7	10	13	30
	訪問型サービスA（緩和型）	4	8	16	28
通所型サービス	通所介護相当サービス（現行型）	35	70	103	208
	通所型サービスA（緩和型）	1	7	15	23

## 射水市「通所型サービスC」（生活機能向上のための短期集中型サービス）について

### 1 目的

運動器の機能低下がみられる者が、専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能が向上し自立した生活が営めるようになることを目的とする。また、プログラムが終了し介護保険（総合事業）から卒業した後も、自主的に継続できる運動の実施や、スポーツクラブ及び地域で行っている運動教室等への参加を促し、継続した運動習慣が定着することで、機能維持が図られることを目指す。

### 2 事業内容

生活機能の向上を図る観点から、専門職の指導のもと、生活動作の改善や筋力トレーニング、ストレッチなどを組み合わせて実施する。また、自宅での運動に関しても提案し、事業が終了した後もセルフケアマネジメントできるようサービスを提供する。具体的な内容については、別紙「通所型サービスC利用の流れ」のとおり

### 3 対象者

要支援認定者又は事業対象者のうち、運動器の機能が低下（基本チェックリストのNo. 6～10のうち、3つ以上に該当）しており、専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の向上が見込め、自立した生活が営める者

### 4 実施方法

事業を行う事業所を公募して委託（書類審査によるプロポーザル方式）

審査員：介護予防・生活支援サービス推進協議会会長、介護予防・生活支援サービス推進協議会委員、福祉保健部部長、次長、地域福祉課課長、地域ケア推進係長

※原則3年ごとにプロポーザルを実施

### 5 プロポーザル参加資格者

- ・（介護予防）通所介護事業所
- ・（介護予防）通所リハビリテーション事業所
- ・富山県柔道整復師会
- ・スポーツクラブ（市内5総合型地域スポーツクラブ、射水スポーツクラブ） 等

### 6 実施場所

事業を行う事業所が準備する場所（最低でも3㎡×利用定員を確保）

※場所を借りて実施することも可能だが、賃借料は別途支払わない（委託料の中に



含める)。

※事業は独立して実施するものとする。なお、同一敷地、建物で実施されている他の事業(通所型サービスC以外の事業)の提供時間帯に同一の場所を使用して通所型サービスCの提供を行うことも可能だが、通所型サービスCと他の事業とでプログラム等を明確に区分するとともに、通所型サービスC、他の事業相互に支障のないようにする。また、他の事業の提供時間帯に同一の場所を使用して通所型サービスCを提供する際も、面積要件については、通所型サービスCの利用定員のみで $3\text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ 以上の面積要件を満たさなければならない。

#### 7 プログラムの実施期間・回数

- ・利用者1人につき、週2回の運動プログラムを3か月間実施
- ・1回当たり1時間半以上～半日程度  
(メディカルチェック、運動前ストレッチ、休憩、クールダウン等を含む)  
(送迎時間除く)
- ・利用者がサービスを必要なときに随時利用できるよう、少なくとも毎月初めにはサービスを利用できる体制とする。

#### 8 送迎

受託者において実施(送迎業務を再委託により行うことも可能)

#### 9 食事、入浴 提供しない

#### 10 通所型サービスC必要者見込数

100人/年

( $513\text{人} \times 513 / 584 \times 26.5\% \times 80\% \approx 95\text{人}$ )

(要支援認定者見込数 $\times$ 運動器リスク保有率 $\times$ 通所型サービスCを選択する率)

※平成28年度 要支援新規認定者数: 513人

平成27年度 要支援新規認定者数: 584人

・3か月ごとに週2回 $\times$ 25人を週5で受け入れの場合・・利用定員10人/日

#### 11 人員基準

次の各号のいずれかに該当する者1人以上必要数

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 保健師
- (4) 看護師または准看護師
- (5) 柔道整復師

- (6) あん摩マッサージ指圧師
- (7) 健康運動指導士として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者
- (8) 健康運動実践指導者として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者
- (9) 前各号に掲げる者に相当する者として市長が認める者

※補助的に上記資格を有さない者（介護職員等）がサービス提供する場合は、上記有資格者の指導のもとであればサービス提供可能。ただし、利用者の個別サービス計画の作成、評価等に関しては上記有資格者が行う。

※通所介護、通所リハビリテーションと一体的に行う場合の通所型サービスCの基準としては、通所介護、通所リハビリテーションの従事者との兼務可

※通所型サービスCの提供時間を通じて専ら当該通所型サービスCの提供に当たる上記有資格者又は上記有資格者の指導のもとで従事する者（介護職員等）の数を1以上確保しなければならない。

## 1 2 設備基準

事業を行う場所は、受託事業所が準備し、最低でも3㎡×利用定員を確保  
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整った場所とし、また事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

## 1 3 運営基準

### (1) 事故発生時の対応

- ア 事故発生を未然に防止するための安全管理マニュアル整備
- イ 利用者個人のリスクを専門職が把握
- ウ 事故発生時の適切な対処及び家族、地域包括支援センター及び市への連絡、報告
- エ 事業所の責に帰すべき事由で発生した事故により生じた損害について、賠償に応じられる体制を整備（損害賠償保険への加入等）

### (2) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策

- ア 感染症発生時における事業の休止

### (3) 守秘義務

### (4) 書類の整備及び保存

委託事業の終了後5年間保存

### (5) その他

射水市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業等実施要綱（平成29年射水市告示第56号）第4章 通所介護相当サービス 第3節 運営に関する基準に準じる。

#### 1.4 利用者1人当たりの委託料等

従事者の資格	全体の額	自己負担額 (1割)	保険者負担額 (委託料)
(1) 1.1 人員基準の(1)又は(2)に該当する者が従事する場合			
(2) 1.1 人員基準の(3)から(9)までのいずれかに該当しており、定期的に適切な研修(※)を修了している者が従事する場合	30,000円 (1月あたり)	3,000円 (1月あたり)	27,000円 (1月あたり)
(3) 1.1 人員基準の(3)から(9)までのいずれかに該当する者が従事する場合 (上記(2)に該当する場合を除く)	28,000円 (1月あたり)	2,800円 (1月あたり)	25,200円 (1月あたり)

※適切な研修とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているもの（日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会）を指す。

#### 1.5 支払方法

事業所と市とで委託契約を締結（随契：単価契約）し、毎月事業所からの実績報告に基づき支払いを行う。

#### 1.6 スケジュール

- 8月24日（木）
  - ・平成29年度第1回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会にて通所型サービスCについて説明
- 9月13日（水）
  - ・地域包括支援センター所長会議において、作成した通所型サービスCの委託仕様書、個別サービス計画の様式、介護予防ケアマネジメント等を提示、意見聴取（必要に応じて修正）
- 9月下旬
  - ・通所型サービスC説明会を開催
  - ・通所型サービスCの申請受付（～10月）
- 10月下旬～11月
  - ・委託事業所を決定
  - ・委託契約を締結（委託契約書、仕様書、実績報告書等様式作成）（～12月）
- 1月 通所型サービスC開始

## 通所型サービスC利用の流れ

## (1) 利用調整

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントBにより利用者を調整し、随時事業所での利用を開始する。

利用者への開始日等についての案内は、事業所が地域包括支援センターに連絡・調整したうえで利用者に連絡を行う。

利用者がサービスを必要とするときに随時利用できるよう、少なくとも毎月初めにはサービスを利用できる体制とする。

## (2) 事前アセスメント

地域包括支援センターが実施、作成した、

- ・基本チェックリスト
- ・利用者基本情報
- ・アセスメントシート
- ・サービス計画書

をもとに、利用者の状態の把握を行う。

また、事業所による利用者への聞き取りや体力測定等により、利用者の身体機能の状況等についてさらに把握・評価したうえで、自宅での生活を念頭に置いた利用者の生活機能向上及び介護予防に資する支援内容を検討・立案する。

## (3) 個別サービス計画の作成

## ア 目標の設定

事前アセスメントの結果を踏まえて、事業所は、利用者とともにサービス計画書に定められた目標を達成するための具体的な目標を定めた個別サービス計画を作成する。

その際、利用者が日常生活の中で必要な生活機能のうち、課題となる生活機能について、楽にできるか、一人で何とかできるか、一人では難しいかを判断し、一人で難しい項目であればそれを何とか一人でできるようにする、一人で何とかできる項目であれば楽にできるようにするといった目標設定を行う。

また、サービス事業終了後も住み慣れた地域で実施されている地域活動や自助努力によって継続した運動習慣（自主的な運動）等の定着につながるよう目標設定を行う。

## イ 個別サービス計画の作成

個別サービス計画では、運動の種類・負荷の強度・1回あたりの時間・実施形態などの詳細を記録する。なお、団体のプログラムであっても、個別に計画を立て、参加者それぞれが適切なレベルで運動ができるように配慮する。

立案した目標や利用者の希望等を盛り込み策定した個別サービス計画については、利用者に提示し、納得の上で事業内容を決定するとともに、利用者及び地域包括支援センターへ交付する。

ウ サービス担当者会議への参加

#### (4) プログラムの実施

地域包括支援センターから提出されるサービス計画書に基づき作成した個別サービス計画に定めた目標を達成するため、以下のことに留意し、プログラムを提供する。

ア 利用者がサービスの利用を開始する際には、事業所が医師から診療情報提供書の提供を受ける等、利用者の健康状態や医学的観点からの留意事項の把握に努める。

イ 事前アセスメントに基づき設定された目標及び実施内容を鑑みプログラムを行う。

ウ 介護保険法の基本理念に基づきプログラムを行う。

エ 利用者の体調の聞き取りやバイタルチェックに基づき、専門職がプログラムの実施可否を判断する。また、運動中も疲労の蓄積や脱水に注意し、異常がある場合は医療機関受診など必要な処置をとる。

オ 運動の実施回数や内容は、体力水準の低い高齢者が安全に運動できるよう配慮するとともに、利用者が継続して楽しく利用でき、かつ効果があるものとなるよう工夫する。

カ 利用者がサービス計画書の変更を希望する場合や、利用者の状態が著しく変化した場合等は、地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行う。

#### (5) 実施状況及び効果の確認

プログラム開始から3か月後には、目標の達成状況や日常生活活動能力の改善状況等を含めた評価を行い、個別サービス計画に対するサービス実施の成果と目標達成状況の確認、残されている課題を明確にし、地域包括支援センターに報告する。

また、プログラム終了後は、個別に沿った継続できる運動や、スポーツクラブで行っている高齢者向け運動プログラム、地域の百歳体操グループ等を紹介し、継続した運動習慣（自主的な運動）等の定着につながるよう働きかけを行う。

なお、通所型サービスCはプログラム実施後に介護保険（総合事業）サービスからの卒業を目指すものであるが、引き続き介護保険を利用した専門職の指導による機能訓練が必要な場合は、通所介護相当サービスでの運動器機能向上サービスを行う等適切なサービスにつなげる。

※サービスの実施に当たっては、厚生労働省HPの「運動器の機能向上マニュアル」も参考にする。

# 基本チェックリスト

記入日 年 月 日

住所 射水市

電話番号 -

フリガナ

氏名 生年月日 T・S 年 月 日 年齢 歳 (男・女)

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. している	1. していない	生活機能全般	/5
2	日用品の買物をしていますか	0. している	1. していない		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. している	1. していない		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. できる	1. できない	A 運動	/5 3以上
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. できる	1. できない		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. ある	0. ない		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	B 栄養	/2 2以上
12	身長 cm 体重 kg BMI= (注)が 18.5未満ですか	1. はい	0. いいえ		
13	半年前に比べて固いものがたべにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	C 口腔	/3 2以上
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. ある	0. ない		
15	口の渇きが気になりますか	1. 気になる	0. 気にならない		
16	週に1回以上は外出していますか	0. している	1. していない	D 外出	16に該当
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. 減った	0. 変わらない		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1. はい	0. いいえ	E 物忘れ	/3 1以上
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. している	1. していない		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. ある	0. ない		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	F うつ	/5 2以上
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注)BMIの求め方:  
BMI=体重(Kg)÷身長(m)÷身長(m)

No.1~20の総合計

/20  
10以上

## 射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について

## 1 概要

高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域の支え合い体制の整備、住民主体の多様なサービスの創出等を実施する団体の設立準備等を行う、射水市地域支え合いネットワーク事業を平成 29 年 4 月から本格実施した。

## (1) 事業実施団体

(平成 29 年 8 月現在)

	地域振興会	地区社会福祉協議会
実施地域 (8 か所)	三ヶ地域振興会 戸破地域振興会 南太閤山地域振興会 浅井報徳地域振興会 大島地域振興会 下地区まちづくり地域振興会	庄西地区社会福祉協議会 七美地区社会福祉協議会

(平成 28 年度射水市地域支え合いネットワークモデル事業実施地区：

庄西地区、七美地区、三ヶ地区、南太閤山地区、大島地区、下地区)

## (2) 第 3 層生活支援コーディネーターの配置

庄西地区：1 名、七美地区：3 名、三ヶ地区：1 名、戸破地区：1 名、南太閤山地区：2 名、浅井地区：4 名、大島地区：4 名、下地区：2 名

## (3) 支え合いの活動 (集いの場)

地区	取り組み	開催場所	開催日	参加費用	内容
庄西	「あんず」 (六渡地区)	庄西コミュニティセンター	毎週金曜日	無料	きららか射水 100 歳体操
	脳トレサロン	庄西コミュニティセンター	第 1、3 火曜日	100 円	脳トレプリントを実施しながら談話・交流
	喫茶「しょうせい」	庄西コミュニティセンター	随時	1 杯 30 円	談話・相談
	「E. G. T32」 (中伏木地区)	中伏木公民館	毎週金曜日	100～200 円 (隔週)	脳トレゲーム、きららか射水 100 歳体操
七美	住民型デイサロン 「いこいの家」	七美コミュニティセンター	第 1 金曜日	200 円 300 円 (昼食代)	歌声喫茶「紅とんぼ」
			第 4 金曜日	200 円 300 円 (昼食代)	映画鑑賞「チャンネル 7」

			第 2、3 金曜日	300 円	「ふれあい喫茶」
			毎週金曜日	200 円	きららか射水 100 歳 体操・茶話会
三 ヶ	(仮称)三ヶふれあ い館“集いの場”	三ヶふれあい館	毎週金曜日	100 円	きららか射水 100 歳 体操、カラオケ、茶 話会等
南 太 閤 山	住民型デイサロン 「支えあいネット♡ みなみ」	南太閤山コミュ ニティセンター	毎週火曜日	200 円	きららか射水 100 歳 体操、茶話会、レク リエーション
大 島	かすみそうの会 (小林地区)	公民館	毎週水曜日	無料	きららか射水 100 歳 体操
	常磐町ふれあいサ ロン(常磐町地区)	公民館	毎週金曜日	無料	きららか射水 100 歳 体操
	ひらすまの会	公民館	毎週木曜日	無料	きららか射水 100 歳 体操

#### (4) 浅井地区、戸破地区、下地区の活動

浅井地区：地域課題会議の開催（第1回：7月21日、第2回：8月25日予定）

戸破地区：地域課題会議打ち合わせ（8月31日予定）

下地区：アンケート調査の実施（参考1-2）

## 2 講演会・研修会

住民サポーター講演会及び第3層生活支援コーディネーター研修会

### (1) 概要

地域包括ケアシステムの基盤となる地域での支え合い体制を推進するための講演会及び研修会の開催

### (2) 対象

地域振興会、地区社会福祉協議会

### (3) 日程・講師

ア 平成29年7月27日（木） 午後1時30分から

イ 射水市役所庁舎 3階305、306会議室（射水市新開発410番地1）

ウ 講師 実家の茶の間・紫竹 世話人代表 河田 珪子 氏

### (4) 内容

【第1部：住民サポーター講演会】（参加者数90人）

・講演「支え合いの仕組みづくりについて」（参考1-3）

【第2部：第3層生活支援コーディネーター研修会】（参加者数16人）



- ・講義「生活支援コーディネーターの機能と役割について」
  - ・情報交換（支え合いの仕組みづくりについての助言指導）
- (5) アンケート結果
- ・大変参考になった/参考になった
    - 講演「支え合いの仕組みづくりについて」・・・97.6%
    - 講義「生活支援コーディネーターの機能と役割について」・・・100%
    - 情報交換・・・100%
  - ・今後、地域で社会参加を続けていこうと思われましたか？
    - 思った・・・97.6%
    - 思わなかった・・・1.2%
    - 未記入・・・1.2%

### 3 今後について

- (1) 「射水市地域支え合いネットワークモデル事業の活動事例集」の作成  
 平成28年度に実施したモデル事業の取り組みについて、実施地区である6地区(庄西地区、七美地区、三ヶ地区、南太閤山地区、大島地区、下地区)の活動事例を紹介する冊子を作成中であり、平成29年9月発行予定
- (2) 第2回 住民サポーター講演会の開催  
 地域支え合いネットワーク事業の普及啓発のため、モデル事業の取り組みについて、実施地区からの発表を行う講演会を開催予定（10月16日）

## スケジュール表

実施月	生活支援体制整備事業	事業所対応
平成 29 年 7 月 27 日	○住民サポーター講演会及び第 3 層生活支援コーディネーター研修会	
8 月 24 日	○平成 29 年度第 1 回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会	○通所型サービス C（短期集中型サービス）の検討（8 月～）
9 月		○通所型サービス C（短期集中型サービス）事業所向け説明会
10 月	○住民サポーター講演会 「平成 28 年度射水市地域支え合いネットワークモデル事業」の取り組みについて	○通所型サービス C（短期集中型サービス）申請受付  10 月～11 月 ○ 通所型サービス C（短期集中型サービス）委託事業所の決定 12 月 ○通所型サービス C（短期集中型サービス）委託契約を締結  10 月～12 月 ○みなし指定事業所にかかる指定の案内及び申請受付
平成 30 年 1 月	○住民サポーター研修会	○通所型サービス C（短期集中型サービス）開始
2 月	○平成 29 年度第 2 回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会	1 月～3 月 ○みなし指定事業所の指定にかかる審査及び決定通知